

福井県報

号外第 20 号
令 和 8 年
1 月 30 日(金)
火曜日発行

— 目 次 —

(※は県例規集登載事項)

規則

※福井県財務規則の一部を改正する規則（1・審査指導課） 2

訓令

※福井県出納事務決裁規程の一部を改正する訓令（2・審査指導課） 5

規則

福井県財務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年1月30日

福井県知事 石田 嵩人

福井県規則第1号

福井県財務規則の一部を改正する規則

福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(歳出予算の執行手続) 第23条 知事または第4条第5項の規定により支出負担行為に係る事務の委任を受けた者は、歳出予算を執行しようとするときは、 <u>執行伺書（購入伺を含む。以下同じ。）</u> を作成しなければならない。	(歳出予算の執行手続) 第23条 知事または第4条第5項の規定により支出負担行為に係る事務の委任を受けた者は、歳出予算を執行しようとするときは、 <u>別表第4に定める区分に従い、執行伺書（購入伺を含む。以下同じ。）</u> により会計管理者に合議しなければならない。
2・3 (略)	2・3 (略)
(予定価格の決定) 第165条の2 契約担当者は、随意契約の方法により契約をしようとするときは、あらかじめ第157条および第158条の規定に準じて予定価格を定め、予定価格調書を作成しなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、予定価格調書の作成を省略することができる。 (1) (略) (2) 1件 <u>200万円未満</u> の契約をする場合	(予定価格の決定) 第165条の2 契約担当者は、随意契約の方法により契約をしようとするときは、あらかじめ第157条および第158条の規定に準じて予定価格を定め、予定価格調書を作成しなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、予定価格調書の作成を省略することができる。 (1) (略) (2) 1件 <u>50万円未満</u> の契約をする場合
(契約書作成の省略) 第169条 契約担当者は、次に掲げる場合においては、契約書の作成を省略することができる。 (1) 1件 <u>200万円未満</u> の指名競争入札による契約または随意契約をするとき。 。 (2)～(4) (略) 2 (略)	(契約書作成の省略) 第169条 契約担当者は、次に掲げる場合においては、契約書の作成を省略することができる。この場合において、1件 <u>50万円以上</u> の契約をするときは、 <u>請書を徵さなければならぬ</u> 。 (1) 1件 <u>100万円未満</u> の指名競争入札による契約または随意契約をするとき。 。 (2)～(4) (略) 2 (略)

別表第4第1号の表を次のように改める。

1

区分	支出負担行為として整理する時期	支出負担行為の範囲
1 報酬	支出決定のとき	支出しようとする額
2 紙料	支出決定のとき	支出しようとする額
3 職員手当等	支出決定のとき	支出しようとする額
4 共済費	支出決定のとき	支出しようとする額
5 災害補償費	支出決定のとき	支出しようとする額
6 恩給および退職年金	支出決定のとき	支出しようとする額
7 報償費	支出決定のとき	支出しようとする額
	契約締結のとき（物品等の購入に係るものに限る。）	契約金額
8 旅費	支出決定のとき	支出しようとする額
9 交際費	支出決定のとき	支出しようとする額
	契約締結のとき（物品等の購入に係るものに限る。）	契約金額
10 需用費	契約締結のとき	契約金額
11 役務費	契約締結のとき	契約金額
12 委託料	契約締結のとき（法令に基づく扶助的経費については、扶助費の例による。）	契約金額（法令に基づく扶助的経費については、扶助費の例による。）
13 使用料および賃借料	契約締結のとき	契約金額
14 工事請負費	契約締結のとき	契約金額
15 原材料費	契約締結のとき	契約金額
16 公有財産購入費	契約締結のとき	契約金額
17 備品購入費	契約締結のとき	契約金額
18 負担金、補助および交付金	交付決定のとき（交付決定および交付決定と額の確定を同時にを行うものに限る。）	交付しようとする額

	支出決定のとき（指令を要しないものに限る。）	支出しようとする額
19 扶助費	支出決定のとき（扶助費の内容によりそれぞれ類似の節の例による。）	支出しようとする額（扶助費の内容によりそれぞれ類似の節の例による。）
20 貸付金	貸付決定のとき	貸付けしようとする額
21 補償補填および賠償金	契約締結のときまたは支出決定のとき	契約金額または支出しようとする額
22 償還金利子および割引料	支出決定のとき	支出しようとする額
23 投資および出資金	支出決定のとき	支出しようとする額
24 積立金	支出決定のとき	支出しようとする額
25 寄附金	支出決定のとき	支出しようとする額
26 公課費	支出決定のとき	支出しようとする額
27 繰出金	支出決定のとき	支出しようとする額

別表第4中備考6および備考7を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の福井県財務規則の規定は、令和8年度の予算に係る事務から適用し、令和7年度の予算に係る事務については、なお従前の例による。

訓 令

福井県訓令第2号

序中一般

各出先機関

福井県出納事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年1月30日

福井県知事 石田 嵩人

福井県出納事務決裁規程の一部を改正する訓令

福井県出納事務決裁規程（昭和41年福井県訓令第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表（第3条関係）	別表（第3条関係）
1 審査指導課長の職にある出納員の専決事項（3、4および5に掲げる事項を除く。）	1 審査指導課長の職にある出納員の専決事項（3、4および5に掲げる事項を除く。） (1) 次に掲げる経費に係る支出負担行為の合議に関する事項を除く。 <u>ア 使用料および賃借料ならびに積立金</u> <u>イ 委託料で施設の管理委託および業務委託ならびに機械器具および情報システムの保守管理委託（新たな施設、機械器具および情報システムに係る委託ならびに契約内容の大幅な変更を除く。）に係るもの</u> <u>ウ 1件3億円未満の委託料で工事に係るもの</u> <u>エ 1件3億円未満の工事請負費</u> <u>オ 1件3,000万円未満の備品購入費ならびに補償、補てんおよび賠償金（工事に係るもの）を除く。）</u> <u>カ 貸付金で他会計への貸付けに係るもの</u> <u>キ 1件7,000万円未満の補償、補てんおよび賠償金で工事に係るもの</u> <u>ク その他1件5,000万円未満の経費</u>
(1) (略)	(2) (略)
(2) (略)	(3) (略)
(3) (略)	(4) (略)
(4) (略)	(5) (略)

(5) (略)

(6) (略)

3 室長の職にある出納員であって、審査指導課に兼務を命じられた者の専決事項

その所管に属する次に掲げる事項

(1) (略)

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

4 警察本部会計課次席および警察本部会計課の当該事務を所掌する課長補佐の職にある出納員の専決事項

その所管に属する次の事項（警察署に係るものに限る。）

(1) (略)

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

5 かい（東京事務所、名古屋事務所、京都事務所および大阪事務所に限る。）の出納員の専決事項

その所管に属する次に掲げる事項

(6) (略)

(7) (略)

3 室長の職にある出納員であって、審査指導課に兼務を命じられた者の専決事項

その所管に属する次に掲げる事項

(1) 規則第4条第5項の規定によりかい長に委任された支出負担行為および福井県出先機関事務決裁規程（昭和50年福井県訓令第4号）により出先機関の長の専決事項とされた工事の執行に係る支出負担行為の合議に関すること。

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

4 警察本部会計課次席および警察本部会計課の当該事務を所掌する課長補佐の職にある出納員の専決事項

その所管に属する次の事項（警察署に係るものに限る。）

(1) 規則第4条第5項の規定によりかい長に委任された支出負担行為および福井県出先機関事務決裁規程（昭和50年福井県訓令第4号）により出先機関の長の専決事項とされた工事の執行に係る支出負担行為の合議に関すること。

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

5 かい（東京事務所、名古屋事務所、京都事務所および大阪事務所に限る。）の出納員の専決事項

その所管に属する次に掲げる事項

(1) 規則第4条第5項の規定によりかい長に委任された支出負担行為および福井県出先機関事務決裁規程により出先機関の長の専決事項とされた工事の執行に係る支出負担行為の合議に関すること。

(1) (略)
(2) (略)
(3) (略)
(4) (略)
(5) (略)
(6) (略)

(2) (略)
(3) (略)
(4) (略)
(5) (略)
(6) (略)
(7) (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年1月30日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の福井県出納事務決裁規程の規定は、令和8年度の予算に係る出納事務から適用し、令和7年度の予算に係る出納事務については、なお従前の例による。

